

入札説明書

【最低価格落札方式】

業務名称：2024年度第2四半期 JICA 駒ヶ根 A 重油
の調達（単価契約）

- 第1 入札手続
- 第2 業務仕様書
- 第3 経費に係る留意点
- 第4 契約書（案）
- 別添 様式集

2024年4月22日
独立行政法人国際協力機構
駒ヶ根青年海外協力隊訓練所

第1 入札手続

1. 公告

公告日 2024年4月22日（月）

2. 契約担当役

駒ヶ根青年海外協力隊訓練所 契約担当役 所長

3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：2024年度第2四半期 JICA 駒ヶ根 A 重油の調達
- (2) 選定方法：一般競争入札（最低価格落札方式）
- (2) 業務仕様：「第2 業務仕様書」のとおり
- (3) 納入期間（予定）：2024年7月1日から2024年9月30日

4. 担当部署等

(1) 入札手続き窓口

郵便番号 399-4117

長野県駒ヶ根市赤穂 15 番地

独立行政法人国際協力機構 駒ヶ根青年海外協力隊訓練所 業務課

【電話】0265-82-6151

【メールアドレス】jicakjv@jica.go.jp

(2) 書類授受・提出方法

- ・郵送等による場合：上記（1）あて
簡易書留、レターパック等、配達業者発行の受付記録が残る方法に限ります。
- ・電子メールによる場合：
上記（1）あて。なお、当機構は圧縮ファイルの受信ができませんので、圧縮せずに送信してください。
- ・持参の場合：上記（1）の1階受付にて担当者呼び出してください。
受付時間は、土日・祝日を除く毎日、10時から17時まで（12:30から13:30を除く）となります。

5. 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同事業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることも認めません。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）または民事再生法（平成 11 年法律第 255 号）の適用の申立てを行い、更生計画または再生計画が発効していない法人をいいます。
 - 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者
具体的には、反社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力団等を指します。
 - 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者
具体的には、以下のとおり取扱います。
 - ①参加資格確認申請書の提出期限日において上記規程に基づく資格停止期間中の場合、本入札案件には参加できません。
 - ②資格停止期間前に本入札への競争参加資格確認審査に合格した場合でも、入札執行時点において資格停止期間となる場合は、本入札には参加できません。
 - ③資格停止期間前に落札している場合は、当該落札者との契約手続きを進めます。
- (2) 積極的資格制限
当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま
す。
- 1) 全省庁統一資格
令和 4・5・6 年度全省庁統一資格で「物品の販売」の資格を有すること。
（等級は問わない）
 - 2) 日本国登記法人
日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
 - 3) 緊急時対応
緊急事態発生時にも対応が可能となるよう、一般道路を利用して概ね 1 時間
以内に調達物品を納入できること。
- (3) 共同企業体、再委託について
- 1) 共同企業体の結成を認めません。
 - 2) 再委託は禁止となります。
- (4) 利益相反の排除
先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者、または同様の個人を主たる業務従事者とする場合は、本件競争参加を認めません。
- (5) 競争参加資格の確認
競争参加資格を確認するため、1) を提出してください。

- 1) 提出書類：
 - ①競争参加資格確認申請書（様式集参照）
 - ②全省庁統一資格審査結果通知書（写）
 - ③下見積書（「6. 下見積書」参照）
- 2) 提出期限
2024年6月5日（水）17時まで
- 3) 提出場所
「4.（1）入札手続き窓口」参照
- 4) 提出方法
郵送、電子メールまたは持参。
郵送の場合は、2) 提出期限までに到着するものに限ります。
電子メールの場合は、件名を「【提出】（法人名）_競争参加資申請書・下見積書」としてください。
- 5) 確認結果の通知
競争参加資格の確認の結果は電子メールで通知します。2024年6月10日（月）までに結果が通知されない場合は、「4.（1）入札手続き窓口」までお問い合わせください。

6. 下見積書

本競争への参加希望者は、競争参加資格の有無について確認を受ける手続きと共に、以下の要領で、下見積書を提出してください。

- (1) 下見積書には、商号または名称及び代表者氏名を明記してください。
- (2) 様式は任意ですが、金額の内訳を可能な限り詳細に記載してください。
- (3) 消費税及び地方消費税の額（以下「消費税額等」）を含んでいるか、消費税額等を除いているかを明記してください。
- (4) 下見積書提出後、その内容について当機構から説明を求める場合があります。

7. 入札説明書に対する質問

- (1) 業務仕様書の内容等、この入札説明書に対する質問がある場合は、次を参照のうえ提出してください。

- 1) 提出期限：2024年5月10日（金）17時まで
- 2) 提出先：上記4.（1）参照
- 3) 提出方法：
 - ・質問書様式（別添様式集参照）に記載のうえ、電子メールにより提出してください。
 - ・メール件名は、「【入札説明書への質問】重油 2024年度第2四半期」としてください。

- ・当機構より電子メールを受信した旨の返信メールをお送りします。
- (2) 公正性・公平性等確保の観点から、電話等口頭でのご質問は原則としてお断りしていますのでご了承ください。
- (3) 上記(1)の質問に対する回答書は、2024年5月20日(月)17時までに以下のサイト上に掲示します。なお、質問がなかった場合には掲載を省略します。

独立行政法人国際協力機構ホームページ

→「調達情報」

→「公告・公示情報」

→「各国内拠点（JICA 緒方研究所を含む）における公告・公示情報-工事、物品購入、役務等（2024年度）」

(<https://www.jica.go.jp/about/announce/domestic/koji2024.html>)

- (4) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

8. 入札執行（入札会）の日時及び場所等

(1) 日時

2024年6月14日(金) 14:00から

(2) 場所

長野県駒ヶ根市赤穂 15 番地

独立行政法人国際協力機構 駒ヶ根青年海外協力隊訓練所 A会議室

(3) 参加方法

入札者が上記(2)の来場のうえ直接出席、またはオンライン（Microsoft Teams）で参加いただきます。

オンラインにより参加する入札者に対しては、参加方法を電子メールにて案内します。オンラインでの参加予定者は、上記「5. (5) 5) 確認結果の通知」を受け取った後、必ず折り返し電子メールにてオンライン参加する旨をご連絡願います。（このご連絡がない場合、オンラインによる入札会への参加はできません。）

(4) 必要書類等

入札会への参加にあたっては、以下の書類等をご準備ください。

- 1) 委任状 1通（様式集参照。代表権を有する者が出席の場合は不要）
- 2) 入札書 1通（様式集参照）
- 3) 入札書予備 2通（様式集参照。再入札を行う場合のため）
- 4) その他

直接出席の場合、入札会場で書類を修正する必要が生じた場合、委任状に押印したものと同一印鑑が訂正印として必要になりますので、持参してください。代表権を有する者が出席の場合は、社印または代表者印に代えて、同人の個人印を訂正印として使用することを認めますが、本人であることの確認のため、身分証明書等の提示を求めることがあります。

(5) 緊急連絡先

オンライン参加の場合、入札会の中継が途中で切れた場合等には、「4. 担当部署等」に記載した番号に電話連絡してください。

(6) 再入札の実施

すべての入札参加者の入札金額が機構の定める予定価格を超えた場合は、初回入札に続けて再入札（最大で2回）を実施します。オンライン参加の場合は、上記日時に再入札書をメールで送付できるよう遠隔で待機してください。

10. 入札書

(1) 入札書の提出方法は持参または電子メールとし、郵送による提出は認めません。

(2) 入札書は、入札件名、入札金額を記入して、次のいずれかの方法により記名押印してください。

1) 代表権を有する者自身による場合は、その氏名及び職印（個人印についても認めます）。

2) 代理人を定める場合は、法人の名称または商号並びに代表者名及び受任者（代理人）名を記載し、代理人の印（委任状に押印したものと同一印鑑）を押印した委任状を提出することで、有効な入札書とみなします。

なお、オンライン参加の場合は、入札執行の日時まで委任状を電子メールにより上記「4. (1)」の宛先に、事前に提出してください。

3) 委任は、代表者（代表権を有する者）からの委任としてください。

(3) 入札金額は円貨で記入し、消費税額等を抜いた税抜き価格としてください。

(4) 入札価格の評価は、「第2 業務仕様書」に対する総価（円）（消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額）をもって行います。

(5) 入札者は、一旦提出した入札書を引換、変更または取消することが出来ません。

(6) 入札者は、入札公告及び入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。

(7) 入札保証金は免除します。

11. 入札書の無効

次の各号のいずれかに該当する入札書は無効とします。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- (3) 委任状を提出しない代理人による入札
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札で、その訂正について押印のない入札
- (6) 入札件名、入札金額の記載のない入札、誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一入札者による複数の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札
- (10) 条件が付されている入札

12. 入札執行（入札会）手順等

- (1) 入札会の手順
 - 1) 参加者の確認
 - ①直接出席の場合
入札事務担当者が各出席者に入札会出席者名簿を回付しますので、ご署名ください。入札に参加できる者は、各者1名とします。
 - ②オンラインで参加の場合
参加者の氏名をオンラインで確認します。
 - 2) 入札会参加資格の確認
 - ①直接出席の場合
各出席者から委任状（代表権を有する者が参加の場合は不要）を受理し、入札事務担当者が出席者の入札会参加資格を確認します。
 - ②オンラインで参加の場合
各出席者から事前に提出された委任状にもとづき、参加者の入札会参加資格を確認します。いずれの場合も、必要に応じ、本人確認（身分証明書の提示等）を求めることがあります。
 - 3) 入札書の提出
 - ①直接出席の場合
各応募者は、入札書を封入のうえ、入札箱へ投入します。
 - ②オンラインで参加の場合
入札開始時間から10分の間に入札書（パスワード付きPDF）とパスワードを、それぞれ別メールで上記「4.（1）」あてに送付してください。
 - 4) 開札及び入札書の内容確認

①直接出席の場合

入札事務担当者が、投入された入札書の記載内容を確認します。

②オンラインで参加の場合

入札事務担当者が、メールにより提出された入札書（パスワード付き PDF）を、別メールで提出されるパスワードを用いて開封し、入札書の記載内容を確認します。

5) 入札金額の発表

入札事務担当者が、各応札者の入札金額を低い順番から読み上げます。

6) 予定価格の開封及び入札書との照合

入札執行者が予定価格を開封し、入札金額と照合します。

7) 落札者の発表

予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。ただし、入札金額が著しく低い等、当該応札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その次に価格の低い者を落札者とします。

入札執行者が「落札」、または、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は「不調」を発表します。

8) 再度入札（再入札）

「不調」の場合には引き続き再入札を行います。オンライン参加の入札者は、再入札書（要押印）を指定した時間までに送付してください。なお、再入札書もパスワードを付した PDF をメールで送付いただきますが、初回入札書と同じパスワードとしてください。再入札を2回（つまり初回と合わせて合計3回）行っても落札者がいないときは、入札を打ち切ります。

9) 入札途中での辞退

「不調」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、次のように入札書金額欄に「入札金額」の代りに「辞退」と記載し、入札箱に投入してください。

金			辞				退			円
---	--	--	---	--	--	--	---	--	--	---

(2) 入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

(3) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、抽選により落札者を決定します。

(4) 不落随契

入札が成立しなかった場合、随意契約の交渉に応じていただく場合があります。

(5) 落札者と宣言された者の失格

入札会において落札者と宣言された者について、入札者の後に、以下の条件に当てはまると判断された場合は、当該落札者を失格とし、改めて落札者を選定します。

- 1) その者が提出した入札書に不備が発見され、「1.1. 入札書の無効」に基づき「無効」と判断された場合
- 2) 入札金額が著しく低い等、当該応札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当であると認められる場合

1.3. 入札金額内訳書の提出、契約書作成及び締結

- (1) 落札者は、入札金額の内訳書（社印不要）を提出ください。
- (2) 「第4 契約書（案）」に基づき、速やかに契約書を作成し、締結するものとします。契約保証金は免除します。
- (3) 契約条件、条文については、「第4 契約書（案）」を参照してください。なお、契約書（案）の文言に質問等がある場合は、「7. 入札説明書に対する質問」の際に併せて照会してください。

1.4. 競争・契約情報の公表

本競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、当機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。

また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)
競争への参加及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ①当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、または当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- ②当機構との間の取引高が、総売上または事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ①対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- ②直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

③総売上高または事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

④一者応札または応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供いただきます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第 13 章第 6 節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第 13 章第 7 節に規定される情報が、当機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

15. その他

(1) 当機構が配布・貸与した資料・提供した情報（口頭によるものを含む）は、本件業務の見積書を作成するためのみに使用することとし、複写または他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) 競争参加資格がないと認められた者、または入札会で落札に至らなかった者はその理由について、前者については通知日の翌日から起算して 7 営業日以内、後者については入札執行日の翌日から起算して 7 営業日以内に説明を求めることができますので、ご要望があれば「4. (1) 入札手続き窓口」までご連絡ください。

(3) 辞退する場合

競争参加資格有の確認結果通知を受け取った後に、入札会への参加を辞退する場合は、遅くとも入札会 1 営業日前の正午までに辞退する旨のメールを以下のとおり送付願います。

宛先：「4. 担当部署等 (1) 入札手続き窓口」をご覧ください。

件名：【辞退】(法人名) _ 案件名

第2 業務仕様書

この業務仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）が実施する「2024年度第2四半期 JICA 駒ヶ根 A 重油の調達（単価契約）」に関する業務の内容を示すものです。本件受注者は、この業務仕様書に基づき本件業務を実施します。

1. 件名 2024年度第2四半期 JICA 駒ヶ根 A 重油の調達

2. 納入場所

長野県駒ヶ根市赤穂 15 番地

独立行政法人国際協力機構 駒ヶ根青年海外協力隊訓練所
貯蔵タンク（容量：15,000 リットル）

3. 納入期限 発注日の翌日から起算して3営業日以内

4. 調達内容

（1）調達品目：A 重油

（2）調達予定数量：12,000 リットル

過去の実績等に基づいて算出した需要の予想量です。事業規模や天候等の事由により変動の可能性があります。この数量の発注を保証するものではありません。

5. その他

仕様でない事項、または仕様について疑義が生じたときは、その都度、受注者は発注者と協議して解決を図ることとしてください。

以上

第3 経費に係る留意点

1. 経費の積算に係る留意点

経費の積算に当たっては、「第2 業務仕様書」に規定されている業務の内容を十分理解した上で、必要な経費を積算してください。積算を行う上での留意点は以下のとおりです。

(1) 経費の費目構成

当該業務の実施における経費の費目構成は以下のとおりです。

・ A重油調達費

納品するA重油の単価を定めて、数量を乗じて算出願います。

なお、本単価には調達、納入指定場所までの輸送費等の全ての経費を含めてください。

(2) 入札金額

「第1 入札手続 10. 入札書(3)」のとおり、課税事業者、免税事業者を問わず、入札書には納入希望金額の110分の100に相当する金額を記載願います。価格の競争はこの消費税を除いた金額で行います。

2. 請求金額の確定の方法

経費の確定及び支払いについては、以下を想定しています。

納入品の検査の結果合格した場合、発注者は受注者からの請求に基づき、契約書に定められた額を支払う。

3. 契約単価の改定

A重油の価格は原油価格による変動が不可避であることから、以下のとおり契約単価の改定を想定しています。

(1) 契約開始当初の単価は落札時の金額とします。

(2) 価格改定の指標として、資源エネルギー庁が毎月公表している「A重油納入価格調査」の「2. 小型ローリー納入」の表にある「関東局」地域の1リットル当たりの価格を用いることとします。

(3) 上記(2)の指標価格が、入札日直近の指標価格からの変動額が±2.00円以上になった場合、当初単価にその変動額を加減した金額を改定単価として翌月以降の納入単価とします。

(4) 以降の月における指標価格の変動については、前回の価格改定に用いた指標価格からさらに±2.00円以上変動した場合、その変動額を前回改定後の単価に加減することにより翌月以降の納入単価を改定することとし、以下同様とします。

3. その他留意事項

受注者の責によらない止むを得ない理由で、業務量を増加する場合には、当機構と協議の上、両者が妥当と判断する場合に、契約変更を行うことができます。受注者は、このような事態が起きた時点で速やかに当機構担当者と相談してください。

以上

第4 契約書（案）

売買契約書（単価契約）

1. 契約名 2024年度第2四半期JICA駒ヶ根A重油の調達
2. 仕様・規格 附属書「物品及び単価目録」のとおり
3. 契約単価 附属書「物品及び単価目録」のとおり
4. 契約期間 2024年7月1日から2024年9月30日
5. 納入場所 附属書「物品及び単価目録」のとおり
6. 契約保証金 免除

独立行政法人国際協力機構 駒ヶ根青年海外協力隊訓練所 契約担当役 所長 木村 卓三郎（以下「発注者」という。）と、株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇（以下「受注者」という。）とは、頭書記載の物品名の売買について、以下の各条項により売買契約（単価契約）（以下「本契約」という。）を締結する。

（信義、誠実の義務）

第1条 発注者及び受注者は、おのおの対等な立場において互いに協力し、信義を守り、誠実に本契約を履行しなければならない。

（契約の目的）

第2条 受注者は、附属書「物品及び単価目録」（以下「物品目録」という。）に記載する物品（以下「契約物品」という。）について、発注者が個別に発注する品目を、物品目録で定める期限内に、頭書記載の納入場所において発注者に納入するものとし、発注者は、その購入代金（以下「契約代金」という。）を支払うものとする。

2 本契約は、本契約に基づく個々の売買契約（以下「個別契約」という。）に適用される。ただし、個別契約で特に定めた事項があるときはこれが優先するもの

とする。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、本契約の地位又は本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ書面による発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(契約単価)

第4条 契約単価は、物品目録に記載のとおりとする。

2 消費税及び地方消費税の額は消費税法及び地方税法に定める税率により計算されるものとし、税率に変動があったときは変動後のものを適用する。

(発注)

第5条 発注者は、本契約に基づき契約物品を発注するときは、受注者に対し、発注にかかる物品の品目、数量その他別途合意する事項を指定して行うものとする。

2 個別契約は、発注者による前項の発注に対し、受注者が承諾したときに成立するものとする。ただし、受注者が発注を受けた日から3営業日以内に諾否の通知をしなかったときは、当該期間の経過をもって承諾したものとみなす。

(納品)

第6条 受注者は、契約物品を納入するときは、必要な項目を記載した納品書を発注者に提出しなければならない。

2 受注者は、契約物品を納入するときは、あらかじめ指定された場合を除き、一括して納入しなければならない。ただし、発注者が認める場合には、分割して契約物品を納入することができる。

(検査)

第7条 発注者は、前条第1項の規定により受注者から納入があったときは、その日から起算して10営業日（営業日とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日までの日を除く月曜日から金曜日までの日をいう。）以内に検査を行わなければならない。

2 受注者は、前項の検査に合格しないときは、直ちにこれを補修又は代替品を納入し、再度発注者の検査を受けなければならない。

3 契約物品のうち、公的検査を受ける必要のある物品は、受注者が費用を負担し当該検査を受け、これに合格したものでなければならない。

4 契約物品のうち、物品目録に輸出梱包を施すことが規定されている物品は、規

定に従い、輸出梱包を施さなければならない。

- 5 契約物品のうち、物品目録に輸出貿易管理令及び輸出に関するその他法令により、輸出申告書類として必要な許可書及び証明書等を取得することが規定されている物品は、規定に従い、必要な書類等を取得し、発注者に提出しなければならない。

(減価採用)

第8条 発注者は、前項の検査に合格しなかった契約物品について、その瑕疵の程度が軽微であり、かつ、使用上支障がないと認めるときは、対価を減額して採用することができる。

- 2 前項の規定により減額する金額については、発注者と受注者が協議の上、これを定めるものとする。

(所有権の移転及び危険負担)

第9条 契約物品の所有権は、検査に合格した時に受注者から発注者に移転し、同時に当該物品は、発注者に引渡されたものとする。

- 2 前項の規定により所有権が移転する前に生じた契約物品についての損害は、受注者の負担とする。

(契約不適合)

第10条 発注者は、引き渡された契約物品に契約不適合を発見したときは、契約不適合を知った日から1年以内に受注者にその旨を通知した場合に限り、受注者に対し、その補修、代替品の納入又は不足分の納入による履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の履行の追完を催促したにもかかわらず、発注者が定めた期間内に受注者が履行の追完をしないときは、発注者は、発注者の責めに帰すべき事由による場合を除き、受注者に対し、契約不適合のある契約物品について当該契約不適合に応じた契約金額の減額を請求することができる。

- 3 発注者は、契約物品に契約不適合があるときは、発注者がその契約不適合を知った日から1年以内に受注者に通知した場合に限り、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 4 本条の規定は、発注者による損害賠償の請求を妨げない。

(納入期限の延長)

第11条 受注者は、受注者の責に帰することができない理由により、納入期限内に契約物品を納入することができないときは、発注者に対して遅滞なくその理由を明

らかにした書面により納入期限の延長を申し出ることができる。この場合における延長日数は、発注者及び受注者で協議して、書面によりこれを定めるものとする。

(履行遅延の場合における損害の賠償)

第 12 条 受注者の責めに帰すべき理由により、納入期限までに契約物品を納入することができない場合において、納入期限後相当の期間内に契約物品を納入する見込みのあるときは、発注者は受注者に納入遅延により発生した損害の賠償を請求するとともに、契約物品の納入を請求することができる。

2 前項の遅延損害金の額は、契約金額から納入済みで第 7 条の検査合格部分に相応する金額を控除した額に、遅滞日数に応じ、履行期間が経過した時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)に規定する利率(以下「本利率」という。)で算出した額とする。

3 発注者の責に帰すべき理由により、発注者が支払義務を負う契約金額の支払が遅延した場合は、受注者は、遅延金額につき、遅延日数に応じ、本利率で算出した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(契約代金の支払)

第 13 条 受注者は、契約物品の納入が完了し、かつ第 7 条の検査に合格したときは、契約代金を請求することができる。

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、契約物品を分割して納入し、第 7 条の検査に合格したときは、当該の納入物品に係る契約代金対価を請求することができる。ただし、別途一括して契約代金を支払うと定めたときは、この限りではない。

3 発注者は、前 2 項の請求を受けたときは、その日から起算して 30 日以内に、契約代金を支払わなければならない。

(発注者の解除権)

第 14 条 発注者は、受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、催告を要せずして、本契約を解除することができる。

(1) 受注者の責に帰すべき事由により、本契約の目的を達成する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 受注者が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(3) 受注者が第 16 条第 1 項に規定する事由によらないで本契約の解除を申し出、本契約の履行を果たさないとき。

(4) 受注者が本契約の履行中に、発注者から競争参加資格停止等の措置を受けた

とき。

- (5) 第 18 条第 1 項各号のいずれかに該当する行為があったとき。
- (6) 受注者に前号以外の不正な行為があったとき。
- (7) 受注者に仮差押又は仮処分、差押、競売、破産、民事再生、会社更生又は特別清算等の手続開始の申立て、支払停止、取引停止又は租税滞納処分等の事実があったとき。
- (8) 受注者が「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」に違反したとき。
- (9) 受注者が、次に掲げる各号のいずれかに該当するとき、又は次に掲げる各号のいずれかに該当する旨の新聞報道、テレビ報道その他報道（ただし、日刊新聞紙等、報道内容の正確性について一定の社会的評価が認められている報道に限る。）があったとき。
 - イ 役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の定義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下「反社会的勢力」という。）であると認められるとき。
 - ロ 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者であると認められるとき。
 - ハ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ニ 法人である受注者又はその役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしているとき。
 - ホ 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - ヘ 法人である受注者又はその役員が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - ト 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - チ 受注者が、再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約に当たり、その相手方がイからトまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - リ 受注者が、イからトまでのいずれかに該当する者を再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに

従わなかったとき。

又 その他受注者が、東京都暴力団排除条例又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行ったとき。

- 2 前項の規定により本契約が解除された場合（前項第5号の場合を除く。）は、受注者は発注者に対し契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額とする。）の10分の1に相当する金額を違約金として、発注者の指定する期間内に発注者に納付しなければならない。この場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えるときは、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができる。

（発注者のその他の解除権）

第15条 発注者は、前条第1項に規定する場合のほか、その理由を問わず、少なくとも30日前に書面により受注者に予告通知のうえ、本契約を解除することができる。

- 2 前項の規定により本契約を解除した場合において、受注者が受注者の責に帰することができない理由により損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償するものとする。賠償額は、本契約解除時点で受注者が既に支出し他に転用できない費用に、本契約解除時点で成立済かつ未履行の個別契約に基づく契約業務を完成したとすれば取得しえたであろう利益を合算した金額とする。

（受注者の解除権）

第16条 受注者は、発注者が本契約に違反し、その違反により業務を完了することが不可能となったときは、本契約を解除することができる。

- 2 前項の規定により本契約を解除した場合は、前条第2項の規定を準用する。

（解除に伴う措置）

第17条 発注者は、本契約が解除された場合においては、既に納入を受けた物品又は本契約解除時点で成立済の個別契約に基づき受注者から納入を受ける見込みがある物品についてはこれを検査し、検査に合格した物品については、引渡しを受けるとする。

- 2 前項の引渡しを受けた場合は、発注者は、当該物品に係る契約代金を受注者に支払うものとする。

（重大な不正行為に係る違約金）

第18条 受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、発注者の解除権行使の有無に関わらず、受注者は発注済金額の10分の2に相当する額を違約金として

発注者の指定する期間内に納付しなければならない。

- (1) 次のいずれかの目的により、受注者の役職員又はその指図を受けた者が刑法（明治40年法律第45号）第198条（贈賄）又は不正競争防止法（平成5年法律第47号）第18条（外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止）に違反する行為を行い刑が確定したとき。また、受注者が同条に相当する外国の法令に違反する行為を行い、同国の司法機関による確定判決又は行政機関による最終処分がなされたときも同様とする。
 - イ 本契約の業務の実施にかかる便宜を得る目的
 - ロ 本契約の業務の実施の結果を受けて形成された事業の実施を内容とする契約の受注又は事業の許認可の取得等にかかる便宜を得る目的（本契約の履行期間中に違反行為が行われ、又は本契約の経費若しくは対価として支払を受けた金銭を原資として違反行為が行われた場合に限る。）
 - (2) 受注者又は受注者の意を受けた関係者が、本契約の業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）（以下、「独占禁止法」）第3条、第6条又は第8条に違反する行為を行い、公正取引委員会から独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を受け、又は第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を受け、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の意を受けた関係者に対し、本契約の業務の実施に関して独占禁止法第7条の2第18項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 受注者又はその意を受けた関係者（受注者又は当該関係者が法人の場合は、その役員又は使用人）が、本契約の業務の実施に関し、刑法第96条の6（公契約関係競売等妨害）、独占禁止法第89条第1項又は同法第90条第1号及び第2号に違反する行為を行い刑が確定したとき。
 - (5) 第1号、第2号及び前号に掲げるいずれかの違反行為があったことを受注者が認めたとき。ただし、発注者は、受注者が、当該違反行為について自主的な申告を行い、かつ発注者に協力して損害の発生又は拡大を阻止し、再発防止のため適切な措置を講じたときは、違約金を免除又は減額することができる。
- 2 受注者が前項各号に複数該当するときは、発注者は、諸般の事情を考慮して、同項の規定により算定される違約金の総額を減額することができる。ただし、減額後の金額は発注済金額の10分の2を下ることはない。
 - 3 前二項の場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えるとときは、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができるものとする。

4 前三項に規定する違約金及び賠償金は、第14条第2項に規定する違約金及び賠償金とは独立して適用されるものとする。

5 前各項の規定は、本契約による物品の納品・引渡が完了した後も引き続き効力を有するものとする。

(賠償金等の徴収)

第19条 受注者が本契約に基づく賠償金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から支払いの日まで本利率で算出した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約代金とを相殺し、なお不足があるときは受注者に支払いを請求することができる。

2 前項の請求をする場合は、発注者は、受注者から遅延日数につき本利率で算出した額の延滞金の支払いを受注者に請求する。

(不正行為等に対する調査・措置)

第20条 受注者が、第14条第1項第6号又は第18条第1項各号に該当すると疑われる場合は、発注者は、受注者に対して内部調査を指示し、その結果を文書で発注者に報告させることができるものとする。

2 発注者は、前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に確認し、不正等の行為の有無を判断するものとする。この場合において、発注者が審査のために必要であると認めるときは、受注者からの説明を求め、必要に応じ受注者の事業所に赴き検査を行うことができるものとする。

3 発注者は、第14条第1項第6号又は第18条第1項各号に該当する不正等の事実を確認した場合は、必要な措置を講じることができるものとし、その場合は、受注者名及び不正の内容等を公表することができるものとする。

(契約の公表)

第21条 受注者は、本契約の名称、契約金額並びに受注者の名称及び住所等が一般に公表されることに同意するものとする。

2 受注者が法人であって、かつ次の各号のいずれにも該当する場合には、前項に定める情報に加え、次項に定める情報が一般に公表されることに同意するものとする。

(1) 発注者において役員を経験した者が受注者に再就職していること、又は発注者において課長相当職以上の職を経験した者が受注者の役員等として再就職していること

(2) 発注者との取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

と

3 受注者が前項の条件に該当する場合に公表される情報は、以下のとおりとする。

(1) 前項第1号に規定する再就職者に係る情報（氏名、現在の役職、発注者における最終職名）

(2) 受注者の直近3か年の財務諸表における発注者との間の取引高

(3) 受注者の総売上高又は事業収入に占める発注者との間の取引高の割合

4 受注者が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、受注者は、同基準第13章第7節に規定される情報が、発注者の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されることに同意するものとする。

(合意管轄)

第22条 本契約に関し、裁判上の紛争が生じた場合は、当該紛争の内容や形式如何を問わず、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

(準拠法)

第23条 本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

(契約外の事項)

第24条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者及び受注者が協議して、これを定める。

この契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

2024年●月●日

発注者

長野県駒ヶ根市赤穂15番地
独立行政法人国際協力機構
駒ヶ根青年海外協力隊訓練所
契約担当役
所長 木村 卓三郎

受注者

[附属書]

物品及び単価目録

	調達物品	契約単価
1	A重油	●円／リットル (単価は消費税抜き、請求・支払時に消費税を加算する)

1. 納入期限：発注日の翌日から起算して3営業日以内
2. 納入場所：長野県駒ヶ根市赤穂15番地
独立行政法人国際協力機構 駒ヶ根青年海外協力隊訓練所
貯蔵タンク
3. 契約単価の改定
 - (1) 契約開始当初の単価は落札時のものとする。
 - (2) 価格改定の指標として、資源エネルギー庁が毎月公表している「A重油納入価格調査」にある、「2. 小型ローリー納入」表中の「関東局」地域における1リットル当たりの価格を用いることとする。
 - (3) 上記(2)の指標価格が、入札日直近の指標価格からの変動額が±2.00円以上になった場合、当初単価にその変動額を加減した金額を改定単価として翌月以降の納入単価とする。
 - (4) 以降の月における指標価格の変動については、前回の価格改定に用いた指標価格からさらに±2.00円以上変動した場合、その変動額を前回改定後の単価に加減することにより翌月以降の納入単価を改定することし、以下同様とする。

様式集

以下の様式のデータは、当機構ウェブサイト（URL は下記参照）よりダウンロードできます。

- (1) 競争参加資格確認申請書
- (2) 委任状
- (3-1) 入札書
- (3-2) 入札書（代理人ありの場合）
- (4) 質問書

【URL】

https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_price.html

なお、各様式のおもてには、以下の事項を記載してください。

- ・宛先：独立行政法人国際協力機構
駒ヶ根青年海外協力隊訓練所
契約担当役 所長
- ・業務名称／件名：2024 年度第 2 四半期 JICA 駒ヶ根 A 重油の調達
- ・公告日：2024 年 4 月 22 日
- ・調達管理番号：調達管理番号はありません。様式にある「(調達管理番号：△△a△△△△△)」の部分は削除してご使用ください。